

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

平成27年度第2回会議録

会議日時	平成27年10月19日(月)			開会	午後13時00分	閉会	午後14時45分
会議場所	市長公室		出席者数	委員 6名 事務局 5名			
出席者	委員	会長	湊 貞一		委員	伊藤 茂	
		副会長	加治 隆				
		委員	秋元 富美子				
		委員	高橋 千代子				
		委員	岡田 正廣				
	事務局	総務部長	大熊 経夫		総務課主査	加治 幸憲	
		総務課長	新山 司		総務課主査	野本 和宏	
		総務課副課長	大谷 英夫				
	欠席委員	井上恭子委員 新山 宏委員					
関係者の出席	なし		傍聴者	なし			
議長	湊 貞一		担当書記	大谷 英夫			
会議議題	・富士見市個人情報保護条例の一部改正の概要について						
会議録の承認	平成27年 月 日 会 長						

会 議 内 容	
新山総務課長	<p>1 開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。</p> <p>2 議題 ・富士見市個人情報保護条例の一部改正の概要について</p>
湊会長（議長）	<p>前回の会議での説明や関係資料の送付があったが、マイナンバー関係の条例改正なので、さらに詳しい説明の機会を持つべきとのことで、審議会を開催した。</p> <p>本日の議題について、事務局からの説明を求めるとともに、委員に随時の質疑を許可した。</p> <p>・富士見市個人情報保護条例の一部改正の概要について 議題である個人情報保護条例の一部改正の概要について、事務局より説明を行った。</p>
委員	（質疑は以下のとおり）
事務局	<p>まもなく自宅に送られてくるマイナンバーは、来年の税申告の際、申告書類に記載が必要となるのか。</p> <p>総務課の所掌外になるが、マイナンバーの通知が来月末までに終了する見込みなので、申告書類への記載は行うことになると思われる。</p>
委員	<p>現在、住基カードによりeタックス（電子申告）をしている者については、来年度からマイナンバーカードを利用する形になるのか。</p>
事務局	<p>マイナンバーカードの交付は来年1月から始まるが、「本人からのカードの申請が役所に出されてから交付までに2か月程度の期間を要するといわれているので、来年度の申告に間に合わせることは物理的に難しいのでは」と所管部署から聞いている。</p>
委員	<p>マイナンバーでの重大事故が生じた場合には、その業務の全項目評価を行わなくてはならず、その評価をこの審議会が行うとのことだが、審議会は実際何をすることになるのか。</p>
事務局	<p>新たにお願いする全項目評価については、事務局の方で作成した素案に対して、審議会としての意見を求める形となるので、全項目評価</p>

委員	<p>のたたき台の作成から答申までの仕事のすべてをお願いするものではない。</p> <p>また、そのような重大事故発生の可能性も極めて低いので、審議会をお願いするケースはほとんどないと思われる。</p> <p>先の議会で、この審議会の委員に専門的知識を有する者をもっと入れた方がよいのではとの質問があったが、市としてはどのように考えているのか。</p> <p>このような質問がないように私たち委員自ら情報公開・個人情報関係の知識を高めたり、審議会の議題の事前学習を行うなどの努力が必要だと思っている。</p>
事務局	<p>識見を有する方のみ偏った委員構成とすることなく、市民目線を持つ市民も委員とするバランスのとれた形をこれからもとっていく。</p>
事務局	<p>3 その他</p> <p>法別表に認められたもの以外で特定個人情報を業務で使用する際は条例化する必要があるため、「富士見市個人番号の利用に関する条例」を次の12月議会に提案することを予定している。さらに、来年3月議会では、行政不服審査法の改正に伴い、所要の整備をする必要があるため、情報公開条例と個人情報保護条例の改正を予定している。</p>
湊会長	<p>4 閉会</p> <p>閉会を宣言した。</p>